



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。連日新型ウィルスのニュースが流れ、なんとなく他人事だったのですが、近所の薬局で花粉症用にマスクを買っておこうと見たら棚が閑散としていたので、とても驚きました。通常のインフルエンザも流行る時期ですし、外出するときにはマスクを着用するのが無難ですね。

先日は、娘と中国の古典舞踊の舞台を観に行きました。こういったものを今まで見たことがなかったので、きれいな衣装でアクロバティックな踊りも多く、とても楽しかったです。

★法改正情報★

～雇用保険料 高年齢者の免除が廃止されます～

これまで年度の初日（4月1日）に満64歳以上の雇用保険被保険者は、高年齢被保険者として雇用保険料が免除されていました。

平成29年1月1日以降からは、法改正にともない65歳以上も雇用保険加入の対象となり、雇用保険料免除制度の緩和措置が行われていましたが、それが終了することとなりました。令和2年4月分の給与・賞与から、保険料の控除が必要となります。

令和2年度の労働保険年度更新は、雇用保険料免除が廃止となる関係から概算保険料についても増額となる見通しです。



## ★2月のお仕事カレンダー★



- 2/10 ● 2020年1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 2/17 ● 2019年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始(~3月16日)
- 3/2 ● 1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 2019年12月決算法人の確定申告と納税・2020年6月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- じん肺健康管理実施状況報告の提出
- 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付(市区町村の指定日まで)



### ～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
受付、案内員	966	966	大阪市内
	899	900	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2018年2月～2019年1月発行紙面(各月2週分)  
データ数：932,177件

## 労働時間に含まれるのでしょうか？ 間違いやすいケース(2)

働き方改革により、労働時間の定義が改めて問われています。前回に引き続き、研修の時間、待機時間、始業前の準備、終業後の片づけ等、紛らわしいケースを確認していきます。

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。また、使用者の明示または黙示の指示によって労働者が業務に従事する時間は、労働時間にあたります。就業規則・雇用契約書などに記載されている内容にかかわらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと客観的に判断させると、それは労働時間になりますので注意が必要です。そしてそれは、個別具体的に判断されます。

### ③着替えの時間

労働安全衛生法等で義務付けられた保護具の着脱に要する時間について、最高裁判所は労働基準法上の労働時間に該当するべきであるとしました。

では、一般的な着替え（法令で義務付けられていない制服等への着替え）はどうでしょうか。一般的な行為時間は、任意のものであれば労働時間とはなりません。あらかじめ義務付けられている制服の着脱時間や安全具の装着時間は、逐一指揮命令されなくても、一定の強制力が行使されている限り、労働時間に含まれると解されます。

### ④始業前の清掃や朝礼等

始業時刻前の朝礼やミーティング、清掃等が労働時間に含まれるかどうかは、参加が強制（使用者の指揮命令があるか）されているかどうか、使用者の個別的な指示や就業規則、作業マニュアルなどによって使用者の指揮命令下で一定の作業の準備をしたり、整理整頓等をすべきことがはっきりと労働者に義務付けられている場合には労働時間となります。

### ⑤教育研修の参加時間

教育研修時間は、参加が任意（労働者の自由な選択）によるものであれば労働時間とはなりません。参加を義務付けたり、参加しなかったら制裁等の不利益を課したりする場合は労働時間となります。

### ⑥電話当番

昼の休憩時間に昼食を取りつつ電話番をすることがあります。このような待機の時間は労働からの解放が保障されておらず、使用者の指揮命令下にある労働時間と扱われます。

\*マイナンバーも安心！  
弊所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

